

まちかど救急ステーション（救急協力事業所）

表示制度のご案内

✚ 制度の内容

もしものときにAED（自動体外式除細動器）の持ち出しや救護に協力していただける普通救命講習の受講者がいる事業所等を対象に「まちかど救急ステーション」として認定しています。

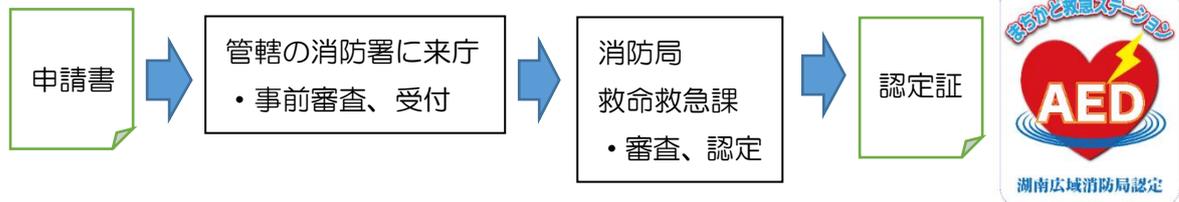
まちなかで不慮の事故や急病によって、呼吸や心臓が停止する重篤な状態になった場合、すぐ近くにある「まちかど救急ステーション」のAEDを使って、除細動（電気ショック）と心肺蘇生を救急車が到着するまで行うことで、一人でも多くの命を救える体制を推進しています。

✚ 認定の要件

- （1）AEDを常時設置するとともに、適切な維持管理をすること。
- （2）営業時間又は公開時間中に、速やかにAEDを提供できること。
- （3）従業員に普通救命講習等の受講者がいること。

※詳しい認定要件等はお近くの消防署又は救命救急課までお問い合わせください。

✚ 交付までの流れ



積極的な申請を
お待ちしております。



【問い合わせ先】

東消防署(野洲市辻町 488) 587-1119 ・西消防署(草津市上笠町 477-1) 568-0119

中消防署(栗東市小柿 3-1-1) 552-0119 ・南消防署(草津市野路 9-1-46) 564-4951

北消防署(守山市石田町 377-1) 584-2119

湖南広域消防局救命救急課(栗東市小柿 3-1-1) 552-9922

※当消防局のホームページもご覧ください。